

関川村次期防災行政無線（同報系）設備
導入整備実施設計業務委託

仕 様 書

令和 6 年 5 月

新潟県 関川村

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用.....	1
第3条 委託件名.....	1
第4条 業務の場所.....	1
第5条 委託期間.....	1
第6条 提出書類等.....	1
第7条 資格要件.....	2
第8条 関係法令及び規格等.....	3
第9条 再委託の制限.....	3
第10条 資料の貸与.....	3
第11条 守秘義務及び個人情報の取扱い.....	4
第12条 成果物等の帰属.....	4
第13条 損害賠償と事故報告.....	4
第14条 独自の提案.....	4
第15条 業務責任者.....	4
第16条 委託費の返還等.....	4
第17条 その他.....	4
第2章 業務内容.....	5
第1条 既設設備概要.....	5
第2条 整備方針.....	5
第3条 設計計画.....	5
第4条 打合せ会議.....	5
第5条 現地踏査.....	6
第6条 次期防災行政無線（同報系）システム設計.....	6
第7条 工事発注仕様書作成.....	6
第8条 設計図面作成.....	6
第9条 数量計算書作成.....	6

第10条	工事設計書（積算書）	6
第11条	助言及び支援資料作成	6
第12条	関係機関協議	7
第3章	成果物	8
第4章	実施上の注意事項	8

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

関川村の防災行政無線（同報系）設備は、平成 23 年に無線回線のデジタル化に伴う更新を実施したが、約 13 年が経過し、設備の老朽化が進んでいることにより更新を計画するものである。

次期防災行政無線（同報系）設備の導入整備方針は、既設設備の更新を基本とするが、活用できる設備は活用することで整備費の低減を図るとともに、近年急速な進化及び普及しているモバイル端末等を活用した伝達方法に緩やかに移行することも含めて検討するものとする。なお、次期防災行政無線（同報系）設備の導入整備実施設計については、「関川村防災無線の更新に係る基礎調査及び基本構想策定支援業務 基本構想（案）」の結果を踏まえた内容とすること。

第 2 条 適用

本仕様書は、関川村（以下、「本村」という。）が計画している次期防災行政無線（同報系）設備導入整備に係る実施設計業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

第 3 条 委託件名

関川村防災行政無線（同報系）設備導入整備実施設計業務委託

第 4 条 業務の場所

関川村全域

第 5 条 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 27 日まで

第 6 条 提出書類等

受託者は、契約・業務着手又は業務完了にあたり、次の書類を提出すること。

1. 業務着手時

- (1) 業務着手届兼業務責任者等選任届
- (2) 業務計画書
- (3) 管理技術者届（資格証明書類（写し）を含む。）
- (4) 照査技術者届（資格証明書類（写し）を含む。）
- (5) その他関川村が指示する書類

2. 業務完了時

- (1) 業務完了届

第7条 資格要件

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下の資格条件を満たすものとする。

1. 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による電気電子部門として国土交通省の登録を受けていること。
2. 関川村建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規定（令和4年4月施行）第6条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
4. 会社更生法（令和4年第48号）に基づく更生手続き又は民事再生法（令和4年法律第48号）に基づく再生手続きを行っていないこと。
5. 国税及び地方税を滞納していないこと。
6. 公告日から落札結果が発表されるまでの間において、関川村又は新潟県から指名停止、又は入札参加資格の取り消しなどをを受けている者でないこと。
7. 関川村暴力団排除条例（改正平成25年条例第7号）第2条に規定する暴力団等及びその利益となる活動を行う者でないこと。
8. 過去において、以下に示す設計業務を信越総合通信局管内で元請けとして、受注し完了した実績があること。

- (1) 自治体が発注するデジタル同報系防災行政無線システム基本設計及び実施設計

9. 技術者

受託者は、以下の技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者（業務責任者）

- ① 技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）及び第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者であること。
- ② 過去5年間でデジタル同報系防災行政無線システムの設計業務を管理技術者として実施した実績を有すること。
- ③ 本業務の公告日以前からの直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 照査技術者

- ① 技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）の資格を有する者であること。
- ② 過去5年間でデジタル同報系防災行政無線システムの設計業務を管理技術者として実施した実績を有すること。
- ③ 本業務の公告日以前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 各技術者の兼務は不可とする。

(4) 受託者は、防災行政無線設備製造社及びその関連事業者（防災行政無線設備販売代理店、親会社若しくは子会社等）からの出向者及び派遣社員を本業務に従事させてはならない。

(5) 上記(1)、(2)項の資格条件書類については、契約時に提出すること。

第8条 関係法令及び規格等

本業務の実施にあたり、本業務の目的及び内容を十分に理解するとともに以下の法令、規格及び諸基準等に準拠して行うものとする。なお、これらの適用を受けないものでも、他に基準・規格等のあるものについては、これに準じるものとする。

項番	関係法令及び規格名
1	電波法及び関係法令、規則
2	電気通信事業法及び関係法令、規則
3	有線電気通信事業法及び関係法令、規則
4	建築基準法及び関係法令、規則
5	道路交通法及び関係法令、規則
6	道路法及び関係法令、規則
7	消防法及び関係法令、規則
8	河川法及び関係法令、規則
9	建設業法及び関係法令、規則
10	労働安全衛生法及び関係法令、規則
11	文化財保護法及び関係法令、規則
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令
13	建築リサイクル法及び関係法令
14	総務省信越総合通信局の無線局免許方針
15	総務省消防庁全国瞬時警報システム業務規程
16	国際標準化機構標準（ISO）
17	日本産業規格（JIS）
18	電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
19	日本電機工業会規格（JEM）
20	日本電線工業規格（JCS）
21	電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
22	電池工業会規格（SBA）
23	電気設備に関する技術基準を定める省令
24	鋼構造設計基準
25	関川村地域防災計画
26	関川村諸規則
27	その他関係法規等

第9条 再委託の制限

受託者は、本業務の全部もしくは主たる部分又は費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

第10条 資料の貸与

本業務の実施において本村の所有する関係資料等が必要な場合は、貸与希望の書類

一覧を作成の上、本村に提出し、貸与された関係資料等が不要となった場合や本村からの返却依頼があった場合及び本業務完了時に遅滞なくこれを本村に返却すること。

第 1 1 条 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。また、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、十分に注意すること。

第 1 2 条 成果物等の帰属

成果物、その他業務の実施により得られた成果、情報等については、本村に帰属するものとし、本村の承認なしで他に使用してはならない。また、受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務使用等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

第 1 3 条 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、本村に経過・発生原因等を速やかに報告し、本村の指示に従うものとする。

第 1 4 条 独自の提案

本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的に資する内容の提案がある場合は、積極的に提案を行うこと。なお、その提案については事前に本村と協議を行うこと。

第 1 5 条 業務責任者

受託者は、あらかじめ本業務を実施する業務責任者を選任し、本村に報告すること。

第 1 6 条 委託費の返還等

本業務以外の用途に使用するなど虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させるものとする。

第 1 7 条 その他

1. 本業務の実施に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本村と協議を行い決定するものとする。
2. 本業務の実施にあたり、基本構想策定支援業務実施者へ設計方針の確認を行い、実施設計内容が技術的に整合することについて、既設設備の製造業者及び保守業者と詳細な打合せを実施すること。

第2章 業務内容

第1条 既設設備概要

本村の防災行政無線（同報系）の設備は、以下のとおり。

項番	設備名	設置位置	数量	備考
1	親局設備	関川中学校	1 式	
2	遠隔制御局設備	関川村役場 村上市消防本部	3 式	A 型 1 式、B 型 2 式
3	屋外拡声子局設備	下関・上関地区	1 局	
		露出地区	2 局	
		七ヶ谷地区	1 局	
		九ヶ谷地区	1 局	
		川北地区	2 局	
		女川地区	5 局	
4	再送信子局設備	露出地区	1 局	
		七ヶ谷地区	1 局	
		九ヶ谷地区	2 局	
		女川地区	1 局	
5	戸別受信局設備		2,200 台	
6	無線 LAN 設備	関川中学校 関川村役場	2 式	

第2条 整備方針

1. 防災行政無線（同報系）設備の一部設備更新と機能強化

既設防災行政無線（同報系）設備における親局設備、遠隔制御局設備、屋外拡声子局設備、再送信子局設備及び無線 LAN 設備の一部設備更新と機能強化を行うために必要な調査・検討及び実施設計を行うこと。

2. 戸別受信局設備の補完となるシステムの導入

IoT デバイス等を使用した防災情報配信システムの導入を行うために必要な調査・検討及び実施設計を行うこと。

第3条 設計計画

受託者は、契約締結後、業務概要や実施方針、業務組織計画等を記載した業務計画書を作成し、本村の承認を得ること。

第4条 打合せ会議

受託者は、本業務の期間中は随時打合せ協議を行うものとし、概ね以下により打合せを行うものとする。また、打合せ及び協議後は、その内容について打合せ記録簿を作成し、相互に確認後、本村へ提出するものとする。

1. 業務着手時 1 回
2. 中間 5 回（月 1 回程度）

3. 業務完了時 1 回
4. その他必要に応じて実施

第 5 条 現地踏査

1. 地域性及び防災体制に即した次期防災行政無線（同報系）設備を構築するため、貸与した資料に基づき、既設設備の調査を行うとともに、既設防災行政無線（同報系）設備における課題を把握するための現地踏査を実施すること。
2. 本業務の基礎資料とするため、一部更新設備及び機能強化となる箇所の既設設備の設置状況や運用状況を現地踏査により確認すること。
3. 設備設置に当たって想定される機器配置、配線及びその他必要事項について、詳細な現地踏査を行い、既設設備からの移行を考慮した調査・検討を行うこと。

第 6 条 次期防災行政無線（同報系）システム設計

1. 防災情報配信手段の検討

- (1) IoT デバイス等を使用した防災情報配信システムの導入について、利便性、機能面、拡張性を考慮した検討を実施すること。また、概算整備費及び概算維持管理費の検討も実施すること。
- (2) IoT デバイス等を導入後の戸別受信機について、移行計画及び処分方法の検討を実施すること。

第 7 条 工事発注仕様書作成

次期防災行政無線（同報系）設備を構成する機器、システム構成及び必要な機能について記載した工事発注仕様書（案）を作成すること。

第 8 条 設計図面作成

調査・検討の結果を踏まえ、工事発注に必要な設計図面を作成すること。

第 9 条 数量計算書作成

設計図面に基づき、工事設計書（積算書）を作成するのに必要な機器、材料及び施工数量等を算定し、数量計算書として取り纏めること。

第 10 条 工事設計書（積算書）

受託者は、本村と調整を図った積算方法や単価の決定方法により、数量計算書に基づき工事発注に必要な整備事業費を算出すること。なお、概算整備費用は、令和 6 年 12 月末までに提出すること。

第 11 条 助言及び支援資料作成

受託者は、整備事業を支援するための発注者支援業務仕様書（案）及び発注者支援

業務予算書の作成を行うこと。

第 1 2 条 関係機関協議

再送信子局の再配置検討に係る事前協議資料を作成し、信越総合通信局と協議を行うこと。

第3章 成果物

本業務の成果物を業務報告書として、以下の資料をファイリングし委託期間内に3部提出するとともに、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に保存し1部提出すること。

1. 提出物

- (1) 現地調査結果報告書
- (2) 次期防災行政無線（同報系）システム設計
- (3) 工事発注仕様書（案）
- (4) 設計図面
- (5) 数量計算書
- (6) 工事設計書（積算書）
- (7) 助言及び支援資料
- (8) 関係機関協議資料
- (9) 打合せ記録簿
- (10) その他、本村が指示する事項

2. 提出先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村役場 総務課 あて

TEL 0254-64-1476

3. 検査

成果物は、本村の検査を受けるものとする。検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、引き渡し後に、受託者の責に帰すべき誤り等が発見された場合は、受託者の責において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

第4章 実施上の注意事項

1. 本業務実施に当たっては、本村と十分に打ち合わせを行うこと。なお、毎月進捗報告を行うこととし、業務を円滑に実施するため、十分な連絡調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が速やかに打合せ記録簿を作成して提出すること。
2. 本業務内容については、本仕様書の内容を基本とするが、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、本村から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
3. 各種調査検討に当たっては、政府が公表している脱炭素・再生可能エネルギー関連施策の方針・計画等との整合を図り、今後策定を予定している地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映と本村が先行して脱炭素社会を実現する地域づくりを考慮して行うこと。